

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

林業再生による村づくり

2. 地域再生計画の作成主体の名称

長野県

長野県下伊那郡根羽村

3. 地域再生計画の区域

長野県下伊那郡根羽村の全域

4. 地域再生計画の目標

長野県の最南端に位置する当村は、愛知県豊田市、岐阜県恵那市に接した地域であり、名古屋市へは約 90 分の距離にある。人口は 1, 200 人余で、村の総面積は 89.95km²のうち森林が 92%を占めている。また、愛知県三河地方の水瓶である矢作川の源流地であり、上下流交流の歴史も古くから続いている。

当村では、古くからスギ・ヒノキを主体とした人工造林が盛んで、かねてから「林業立村」を標榜し、「親が植え、子が育て、孫が伐る」という根羽村独自の林業哲学が受け継がれてきた地域でもある。しかしながら、昭和 39 年の木材自由化を契機に木材価格の低迷や就労者の高齢化等、林業をとりまく環境は非常に厳しい状況にあり、国内随所で森林整備が遅れ、放置された林分が増加し、このままでは林地崩壊や土砂流出等による自然環境破壊が増加することが懸念されている。

こうした状況の中で、当村には森林という大きな地域資源があり、今後これらをいかに活用していくかが地域を再生するキーポイントであると考えている。当村においては丸太にいかに付加価値を付けて販売できるかが重要なポイントであった。このために、森林整備から伐採搬出を手がける第一次産業、丸太を加工する第二次産業、製品を販売する第三次産業を村内で連結させる仕組みとして「トータル林業」の仕組みを構築した。特に、村、森林組合、設計事務所、工務店が連携して住宅用材として地域材を利用する仕組みができたことが、このシステム成功の大きな一因でもある。また、森林組合が県の木材認証工場として認定され、製品に対して確かな品質を保証することができた。さらに、住宅を建設する現場へ製品を直送することによって、流通コストの大幅削減が図られた。このように、当村では独自の「トータル林業」の仕組みを構築できたことによって、地域資源である森林を利活用しながら、雇用の拡大と産業の創出を図ることができたが、今後さらに充実していくことが重要な課題である。

また、地域に人が住み続けられるためには「魅力・特色・オンリーワンのある地域」であることが必要である。こうした中で、地域資源を有効に活用するため、村内の村道・

林道の道路網の整備が不可欠であり、村民や村を訪れる人達が各施設や体験場所等を安全で容易に移動できることが重要となってきた。今回村内の林道・村道を一体的に整備することによって、安全・安心な道路網整備により住民生活の確保を図り、このことによって森林資源の活用も容易となり、こうした地域林業の取組みと、体験農業や農家民宿の取組みを連携充実させることが可能となり、雇用の場の確保と村民所得の向上を図ることができる。本計画によって、地域住民や村内を訪れる人達が各施設や体験場所を安全で容易に移動でき、またそれぞれの資源を有効に活用できることから、地域の産業振興を図り、村全体の活性化を目指すものである。

(目標1) 林業関係就労人口の増加 (現在 40 人→70 人)

(目標2) 森林整備の推進 (搬出間伐材積の増加 現在 5,000 m³→8,000 m³)

(目標3) 地域材利用住宅の建設推進 (現在年間着工棟数 130 戸→160 戸)

(目標4) 交流人口の増による地域産業の活性化推進 (現在 200,000 人→220,000 人)

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

林業を「業」として再生するためには、トータル林業の仕組みの中で、それぞれの分野でいかにコストダウンを図り有機的に結合できるかが重要となってくる。そのためには、村内の路網整備が大きなポイントとなっている。特に、林道を開設することによって、間伐等の作業の効率化が図られ、間伐材のトラック運搬や高性能林業機械の使用が可能となり、搬出経費の大幅なコストダウンが図られるとともに、森林整備も大きく促進されるものである。また、村内には木材製品用のストックヤードや現地での貯木場等があり、村道整備によりこれら施設のネットワークを図ることによって、木材や製品等の移動時間の短縮が図られ、コストダウンに直結するものである。また、林道沿いには林業体験等ができるフィールドが多くあるとともに、村内には農家民宿や体験農園等もあり、これら施設間の移動や、住民生活の安全性と利便性を確保していくため、村内道路網の効率的なネットワークを構築するものである。

5-2 法第5章の特別措置を適用して行う事業

①道整備交付金を活用する事業

②対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続きを完了している。

なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

林道外山高橋線 第12期伊那谷地域森林計画書に記載 (平成20年4月1日)

林道ムネバタ線 第12期伊那谷地域森林計画書に記載 (平成20年4月1日)

林道桂ヶ沢泉 第12期伊那谷地域森林計画書に記載 (平成20年4月1日)

村道南-3号線 道路認定年月日 昭和58年3月12日

村道幹II-7号線 道路認定年月日 昭和58年3月12日

別紙参照

[施設の種類 (事業区域) 実施主体]

- ・林道 (根羽村) 根羽村
- ・村道 (根羽村) 根羽村

[事業期間]

- ・林道 (平成 22 年度～平成 26 年度)
- ・村道 (平成 22 年度～平成 25 年度)

[整備量及び事業費]

- ・林道開設 3 路線 2,768m
- ・村道改良 2 路線 1,875m
- ・総事業費 705,160 千円 (うち交付金 352,580 千円)
林道開設 630,580 千円 (うち交付金 315,290 千円)
村道改良 74,580 千円 (うち交付金 37,290 千円)

5-3 その他の事業

林業再生による村づくり計画を達成するために、道路ネットワークの構築と同時に次の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

①根羽スギの柱 50 本提供事業 (根羽村)

森林整備のための間伐を推進し、併せて地域材利用住宅の建設促進を図るため、地域材を 50%以上使用した住宅建築に対して根羽スギの柱 50 本を無償提供する。
(平成 17 年から継続実施)

②森林の里親制度による企業と連携した森林づくりの推進 (根羽村)

現在アイシングループ 5 社との間で「森林の里親契約」を締結し、森林整備に企業の資金協力を頂くとともに、社員や家族の方々との交流を実施する中で、森林の重要性や上流域の環境整備の必要性を体験、理解してもらう。

③矢作川上下流協働による地域づくり (根羽村)

多くの人に根羽村に訪れてもらうため、下流域自治体や住民、企業、団体等幅広く協力頂き、森林整備や河川整備など環境保全への連携した取組みをより拡充していく。

④農家民宿を活用したグリーンツーリズムの推進 (根羽村・森林組合・農家民宿の会)

村内の農家民宿を活用した体験農業や間伐等の林業体験の機会を提供することにより、交流人口の増加を図るとともに、農林家の収入向上を図ることによって地域活力の向上を目指していく。

6. 計画期間

平成 22 年度～平成 26 年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4 に示す地域再生計画の目標については、計画終了時に必要な調査を行い状況を把握・公表するとともに関係行政機関と地元住民からなる「地域再生会議」を開催し、達

成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うものとする。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項
特になし

添付資料一覧表

1. 位置図
2. 地域再生計画区域図及び施設整備位置図
3. 地域再生計画の工程表
4. 地域再生計画の工程表の内容を説明する文書
5. 地域再生計画の全体像を示すイメージ図